更新日:令和5年4月1日

先端設備等導入に係る固定資産税の課税標準の特例 提出書類チェックシート (令和 年度)

中小企業等経営強化法に基づく先端設備等に係る固定資産税の課税標準の特例を受けようとする方は、本チェックシート(裏面あり)に必要事項を記入し、償却資産の申告書に添付してください。

1. 資産の取得時期の確認	弄	当てはま 〇をつ	きる方に oける
資産の取得時期は令和5年3月31日以前である。 ※「いいえ」の場合はこのチェックシートは使用できません。法附則第 15 条第 45 項用をご使用ください。		いえ	はい

2. 事業用家屋の有無の確認		当てはまる方に 〇をつける	
今回の特例の申請には事業用家屋が含まれている。 ※「はい」の場合はその所在地を下欄にご記入ください。		はい	
【所在地】大津市			

3.	特例対象資産の要件の確認 【下記内容について提出前に確認を行い、当てはまる方に〇をつけてください】				
No.	確認内容		当てはまる方に 〇をつける		
1	課税標準の特例を申告する資産(特例対象資産)は以下の要件に該当している。		はい		

- ① 大津市による認定を受けた先端設備等導入計画に基づき認定後に取得したものであること。
- ② 生産性向上に資するものの指標(生産効率、エネルギー効率、精度など)が旧モデルと比較して年平均1%以上向上するものであること(事業用家屋を除く)。
- ③ 商品の生産もしくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること。
- ④ 中古資産でないこと。
- ⑤ 事業用家屋については、中小企業等経営強化法に規定する先端設備等(取得価額の合計が300万円以上のもの)を稼動させるために取得されたものであること。
- ⑥ 以下の表の要件を満たすものであること。

区分	資産の種類	取得期間	用途または細目	ー台又は一基 あたりの取得価額	販売開始時期
	機械装置		全て	160 万円以上	10 年以内
償	工具	平成 30 年 7 月 24 日	測定工具及び検査工具	30 万円以上	5 年以内
却	器具備品	から	全て	30 万円以上	6 年以内
資 産	建物附属設備	令和 5 年 3 月 31 日	全て (償却資産として課税されるものに限る)	60 万円以上	14 年以内
	構築物		全て	120 万円以上	14 年以内
家屋	事業用家屋	令和 2 年 4 月 30 日 から 令和 5 年 3 月 31 日	・新築の家屋であること・家屋の内外に取得価額の合計が300万円以上の先端設備が一体となって設置されること。	120 万円以上	

2	特例対象資産は補助金を受けて取得した資産ではない。 ※補助金を受けた資産の場合、償却資産申告書には、補助金を含め取得価額の全額を記載してください。 固定資産税には、圧縮記帳の適用はありませんので、補助金分を差し引かない額が取得価額となります。	いいえ	はい
3	「先端設備等導入計画に係る認定申請書」に記載の先端設備等の金額と、償却資産申告書の資産 の取得価額は一致している。	いいえ	はい

※「いいえ」の場合はその理由(例:見積り価格と実際の購入価格との差額、附属機器分の差額)を下欄にご記入ください。 差額が大きい等、確認が必要と判断された場合には、設備購入時の契約書等を追加で提出していただくことがあります。

(理由)

No.	確認内容		当てはまる方に 〇をつける	
4	「先端設備等導入計画に係る認定申請書」に記載の『先端設備等の種類』と、「工業会の証明書」の『減価償却資産の種類』及び「償却資産申告書」の『資産の種類』は一致している。 ※一致していない場合、書類の再提出が必要となる場合があります。 ただし、導入計画及び工業会の証明書で種類を『建物附属設備』として申請した設備については、償却資産申告書は『構築物』としてください。		はい	
5	特例対象資産は、先端設備等導入計画の「2 計画期間」内に取得した資産である。	いいえ	はい	

	3.	特例对象	家有の要件の確認【下記内容に	こついて提出前に催認を行い、当てはまる方にOをつけて	ください】	
	先端設備等導入計画の申請者について、次のうち該当するものについて回答してください。				当てはまる方に 〇をつける	
		資本又は出資を有する場合 A 法人で 資本又は出資を有しない場合	資本又は出資を有する場合	資産の取得時期及び賦課期日(1月1日)時点で、資本 金の額又は出資金の額は1億円以下である。	いいえ	はい
	А		資産の取得時期及び賦課期日(1月1日)時点で、従業 員数は 1,000 人以下である。	いいえ	はい	
		/m _	^	資産の取得時期及び賦課期日(1月1日)時点で、従業	–	

B 個人の場合 いいえ はい 員数は 1,000 人以下である。 当てはまる方に 上記で「A 法人」に該当する場合は、以下についても回答してください。 ○をつける

いいえ

はい

※「みなし大企業」とは…

(「いいえ」の場合は本特例措置の適用対象外です。)

- ① 同一の大規模法人に発行済株式又は出資(その有する自己の株式又は出資を除く。②において同じ。)の総数 又は総額の2分の1以上を所有されている法人
- ② 2以上の大規模法人に発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上を所有されている法人

4. 必要提出書類の確認【下記項目について提出前に確認を行い、右側のチェック欄に「レ」をチェックしてください】 No. 提出書類 チェック欄 1 | 償却資産申告書・種類別明細書(特例対象資産の摘要欄に「特例」と記入した。) 2 │ 先端設備等導入計画に係る認定申請書(写) ※ 別紙「先端設備等導入計画」を含む 3 先端設備等導入計画に係る認定書(写) 工業会等による、生産性向上に係る要件を満たすことの証明書(写) 4 (中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び先端設備等に係る生産性向上要件証明書) (リース資産で、リース会社が申告を行う場合) 5 リース契約書(写)

- 6 公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書(写)

資産の取得時期及び賦課期日(1月1日)時点で、「みなし大企業※」ではない。

- (事業用家屋が含まれる場合)
- 7 建築確認済証(写)
- 8 家屋の見取り図(写)
- 9 先端設備等の購入契約書(写)
- 10 当該家屋の事業専用割合を示す書類(写)
- No.2、3 について、計画を変更されたときは、変更前及び変更後の認定申請書・認定書を提出してください。

く先端設備等導入計画の認定申請時に工業会の証明書の提出ができなかった方へ>

先端設備等導入計画の認定後、賦課期日(1月1日)までに「先端設備等に係る誓約書」と「工業会の証明書」を 大津市商工労働政策課へ追加提出してください。提出が遅れると、1 年目の特例の適用が受けられません。

(住所)

		=,
(氏名/法人名)	担当者名()
	電話番号()